

北朝鮮による 日本人拉致問題

一日も早い帰国実現に向けて！

政府 拉致問題対策本部

全ての拉致被害者の帰国を目指す!

日本政府が拉致被害者として認定している17名に係る事案の概要は次のとおり（カッコ内は当時の年齢と失踪場所）。

政府としては、この他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。

1

1977年9月19日
宇出津(うしつ)事件

久米 裕さん

(52・石川県)

石川県宇出津海岸付近にて失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



6

1978年7月7日
アベック拉致容疑事案

地村 保志さん

(23・福井県)

地村 富貴恵さん
(旧姓:濱本) (23・福井県)
「二人でデートに行く」と言って出かけて以来、失踪。
2002年10月帰国。



2

1977年10月21日
女性拉致容疑事案

松本 京子さん

(29・鳥取県)

自宅近くの編み物教室に向かつたまま失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



3

1977年11月15日
少女拉致容疑事案

横田 めぐみさん

(13・新潟県)

新潟市において下校途中に失踪。安否未確認。(北朝鮮は「自殺」と主張)



7

1978年7月31日
アベック拉致容疑事案

蓮池 薫さん

(20・新潟県)

蓮池祐木子さん
(旧姓:奥土) (22・新潟県)
蓮池さんは「ちょっと出かける。
すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。
2002年10月帰国。



4

1978年6月頃
元飲食店店員拉致容疑事案

田中 実さん

(28・兵庫県)

欧州に向け出国した後失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



8

1978年8月12日
アベック拉致容疑事案

市川 修一さん

(23・鹿児島県)

増元 るみ子さん
(24・鹿児島県)
「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。安否未確認。
(北朝鮮は「心臓麻痺で死亡(市川さんは海水浴中)」と主張)



5

1978年6月頃
李恩恵(リ・ウネ)拉致容疑事案

田口 八重子さん

(22・不明)

安否未確認。(北朝鮮は「交通事故で死亡」と主張)



9

1978年8月12日

母娘拉致容疑事案

曾我 ひとみさん

(19・新潟県)

曾我 ミヨシさん

(46・新潟県)

「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。

ひとみさんは2002年10月帰国。

ミヨシさんは安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



11

1980年6月中旬

辛光洙(シン・グアンス)事件

原 救晁さん

(43・宮崎県)

宮崎県内で発生。

安否未確認。(北朝鮮は「肝硬変」で死亡と主張)



12

1983年7月頃

欧州における日本人女性

拉致容疑事案

有本 恵子さん

(23・欧州)



欧州にて失踪。

安否未確認。(北朝鮮は「ガス事故で死亡」と主張)

10

1980年5月頃

欧州における日本人男性

拉致容疑事案

石岡 亨さん

(22・欧州)

松木 薫さん

(26・欧州)

欧州滞在中に失踪。安否未確認。(北朝鮮は石岡さんは「ガス事故で死亡」、松木さんは「交通事故で死亡」と主張)



■ 拉致被害者の失踪場所

- 北朝鮮は死亡と主張
- 北朝鮮は入境を否定
- 帰国



拉致の可能性を排除できない事案 875名

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として上記17名を認定しているが、さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として875名（2020年10月現在）に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を続けている。

日本国内で拉致された朝鮮籍の拉致被害者（姉弟拉致容疑事案）

警察は、1974年6月中旬、朝鮮籍の幼い姉弟（高敬美（コ・キョンミ）さん、高剛（コ・ガン）さん）が消息を絶った事を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

日本政府は、拉致は国籍にかかわらず重大な人権侵害であり、同時に我が国の主権侵害に当たることから、北朝鮮側に対し、原状回復として被害者を我が国に戻すことを求めるとともに、同事案の真相究明を求めている。

日本政府は、北朝鮮に対し、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めている。

1

北朝鮮による日本人拉致問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定し続けた。しかし、北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、2020年10月現在で1400万筆を超える署名が総理大臣に提出されている。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者（注）も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。日本政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、引き続き、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。政府としては、引き続き、日朝平壤宣言にのっとり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して国交正常化を実現すべく全力で取り組んでいく。



北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（「家族会」）の結成

(注) 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことである。

2

拉致問題をめぐる日朝間のやりとり

1. 第1回日朝首脳会談（2002年9月）

2002年9月17日の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、当時日本政府が認定していた拉致被害者13名のうち4名は生存、8名は死亡、1名は北朝鮮入境が確認できない旨伝えた（注）。また、日本側が調査依頼をしていなかった曾我ひとみさんについて拉致を認め、その生存を確認した（他方、北朝鮮側は、その後の調査において、同時に行方不明となった母親の曾我ミヨシさんについては、入境の事実はない旨主張した。）。その上で、関係者の処罰及び再発防止を約束すると同時に、家族の面会及び帰国への便宜を保証すると約束した。

これに対し、小泉純一郎総理（当時）は、金正日国防委員長（当時）に対し強く抗議し、継続調査、生存者の帰国、再発防止を要求した。



第1回日朝首脳会談

（注） 北朝鮮は、地村保志さん、地村富貴恵さん、蓮池薰さん及び蓮池祐木子さんの4名については生存を確認する一方で、横田めぐみさん、田口八重子さん、市川修一さん、増元るみ子さん、石岡亨さん、松木薰さん、原敷晁さん及び有本恵子さんの8名については死亡している、久米裕さんについては未入境である旨伝えた。なお、日本政府は、2003年1月に曾我ミヨシさんを、2005年4月に田中実さんを、2006年11月に松本京子さんを政府認定の拉致被害者として認定している。

2. 事実調査チームの派遣（2002年9月～10月）

2002年9月28日から10月1日にかけて、政府派遣による事実調査チームが生存者と面会し、安否未確認の方についての情報収集に努めた。しかし、北朝鮮提供の情報がそもそも限られていた上、内容的にも一貫性に欠け、疑わしい点が多く含まれていた。松木薰さんのものと思われるとして提供を受けた「遺骨」については、法医学的鑑定の結果、別人のものであることが確認された。同年10月29日及び30日にクアラルンプールで開催された第12回日朝国交正常化交渉においても、政府は150項目にわたる疑問点を指摘するとともに、更なる情報提供を要求したが、北朝鮮側からのまとまった回答はなかった。



24年ぶりの拉致被害者の帰国

3. 5人の被害者の帰国（2002年10月）

2002年10月15日、拉致被害者5名（地村保志さん・富貴恵さん、蓮池薰さん・祐木子さん、曾我ひとみさん）が帰国し、家族との再会を果たした。

日本政府は、帰国した5名の拉致被害者が、北朝鮮に残してきた家族も含めて自由な意思決定を行い得る環境の設定が必要であるとの判断の下、同年10月24日、5名の拉致被害者が日本に引き続き残ること、また、北朝鮮に対して、北朝鮮に残っている家族の安全確保及び帰国日程の早急な確定を強く求める方針を発表した。

4. 第2回日朝首脳会談（2004年5月）

2004年5月22日、小泉総理（当時）が再度訪朝し、金正日国防委員長（当時）との間で、拉致問題を始めとする日朝間の問題や、核、ミサイルといった安全保障上の問題等につき議論が行われた。拉致問題に関しては、この会談を通じ、以下の諸点が両首脳間で申し合わされた。

- 北朝鮮側は、地村さんの御家族と蓮池さんの御家族の計5名が、同日、日本に帰国することに同意する。
- 安否不明の拉致被害者の方々について、北朝鮮側が、直ちに真相究明のための調査を白紙の状態から再開する。

この申し合わせに基づき、地村さんの御家族と蓮池さんの御家族の計5名は、小泉総理（当時）と共に帰国した。また、曾我ひとみさんの御家族3名については、その後7月18日に帰国・来日が実現した。



第2回日朝首脳会談

5. 日朝実務者協議（2004年8月及び9月：北京、同年11月：平壤）

(イ) 2004年8月（第1回）及び9月（第2回）にかけて日朝実務者協議が開催され、北朝鮮側から、安否不明者に関する再調査の途中経過について説明が行われたが、情報の裏付けとなる具体的な証拠や資料は提供されなかった。

(ロ) 2004年11月の第3回協議は50時間余りに及び、北朝鮮側の「調査委員会」との質疑応答の他、合計16名の「証人」からの直接の聴取、拉致に関する施設等に対する現地視察、横田めぐみさんの「遺骨」とされるもの等の物的証拠の収集が行われた。

なお、同協議では、日本政府として拉致被害者とは認定していないが北朝鮮に拉致された疑いが排除されない失踪者（特定失踪者等）の問題について、北朝鮮側に対し5名の氏名を示して関連情報の提供を求めたが、北朝鮮側からは、当該5名について入境は確認できなかったとの回答があった。（日本政府は、その後の協議等の場においても、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る関連情報の提供を繰り返し要求している。）

(ハ) 日本国政府は、第3回協議において北朝鮮側から提示のあった情報及び物的証拠に対する精査を直ちに実施したが、「8名は死亡、2名は入境確認せず（注）」との北朝鮮側の説明を裏付けるものはなかった。また、これまでに提供された情報及び物的証拠には多くの疑問点があり、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部からは、めぐみさんのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。日本政府は、これらの点を北朝鮮側に申し入れ、強く抗議した。

（注）久米裕さん及び曾我ミヨシさんの2名を指す。

6. 日朝包括並行協議（2006年2月：北京）

2006年2月の日朝包括並行協議における拉致問題に関する協議は合計約11時間にわたり、日本側から改めて、生存者の帰国、真相究明を目指した再調査、被疑者の引渡しを強く要求した。これに対し、北朝鮮側は、「生存者は既に全て帰国した」というこれまでと同様の説明を繰り返した。また、真相究明については安否不明者の再調査の継続すら約束せず、被疑者の引渡しは拒否した。

7. 日朝国交正常化のための作業部会（2007年3月：ハノイ、同年9月：ウランバートル）

2007年2月の六者会合で設置が決まった「日朝国交正常化のための作業部会」第1回会合が同年3月に開催された。日本側から、全ての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、真相究明、被疑者の引渡しを改めて要求したが、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を繰り返すなど、拉致問題の解決に向けた誠意ある対応は示されなかった。9月の第2回会合においても、拉致問題については具体的な進展は得られなかった。

8. 日朝実務者協議（2008年6月：北京、同年8月：瀋陽）

- (イ) 2008年6月の日朝実務者協議では、拉致問題に関し、日本側から、全ての拉致被害者の帰国、真相究明、被疑者の引渡しを改めて要求するとともに、北朝鮮側が拉致問題を含む諸懸案の解決に向けた具体的行動をとる場合には、我が国としても現在北朝鮮に対してとっている措置の一部を解除する用意がある旨を改めて説明し、北朝鮮側の具体的行動を要求した。その結果、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更して、拉致問題の解決に向けた具体的行動を今後とるための再調査を実施することを約束した。
- (ロ) 同年8月の協議では、同年6月の協議で双方が表明した措置、特に北朝鮮による拉致問題の調査のやり直しの具体的態様につき、突っ込んだ議論がなされた。その結果、北朝鮮側が、権限が与えられた調査委員会を立ち上げ、全ての拉致被害者を対象として、生存者を発見し帰国させるための全面的な調査を開始すると同時に、日本側も、人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除を実施することが合意された。
- (ハ) しかし、2008年9月4日、北朝鮮側から、先の日朝協議の合意事項を履行するとの立場であるが、突然日本での政権交代（注：福田総理（当時）の辞任）が行われることになったことを受け、新政権が協議の合意事項にどう対応するかを見極めるまで調査開始は見合わせることとした旨の連絡があった。

9. 日朝政府間協議（2012年11月：ウランバートル）

2012年11月、4年ぶりの北朝鮮との間の協議である日朝政府間協議が開催された。同協議では、拉致問題について突っ込んだ意見交換が行われ、これまでの経緯やそれぞれの考え方についての議論を踏まえた上で、さらなる検討のため今後も協議を継続していくことになった。また、日本側から、拉致の可能性を排除できない事案についても北朝鮮側に対し提起し、議論を行った。

第2回目の協議は、12月5日及び6日に開催することが決まったが、同月1日に北朝鮮がミサイル発射を予告したことから、延期せざるを得なくなった。

10. 日朝政府間協議（2014年3月：北京）

2014年3月3日並びに同月19日及び20日に瀋陽で開催された日朝赤十字会談の機会を利用して、1年4か月ぶりに日朝政府間（課長級）で非公式な意見交換を実施し、政府間協議再開を調整することで一致した。

それを受け、3月30日及び31日に北京にて開催された日朝政府間協議では、双方が関心を有する幅広い諸懸案について真摯かつ率直な議論を行い、今後も協議を続けていくことで一致した。拉致問題については、これまでの協議の議論を踏まえつつ、日本側の基本的考え方について問題提起を行った。

11. 日朝政府間協議（2014年5月：ストックホルム）

2014年5月にストックホルムにて開催された日朝政府間協議では、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（ストックホルム合意）。日本側としても、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。

12. 日朝政府間協議（2014年7月：北京）

2014年7月1日に北京にて開催された日朝政府間協議では、北朝鮮側から、特別調査委員会の組織、構成、責任者等に関する説明があり、日本側からは、この委員会に、全ての機関を対象とした調査を行うことのできる権限が適切に付与されているかといった観点から、集中的に質疑等を行った。

7月4日、北朝鮮側は、「国」営メディアを通じ、特別調査委員会の権限、構成、調査方法等について、日本側の理解と同趣旨の内容を国内外に公表し、拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査の開始を発表した。一方日本側は、人的往来の規制措置並びに支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置を解除するとともに、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を認めることとした。



日朝政府間協議（2014年7月）

13. 日朝外交当局間会合 (2014年9月：瀋陽)

2014年9月29日、北朝鮮から調査の現状について説明を受けることを目的として、日朝外交当局間会合を開催した。同会合では、北朝鮮側から、今の段階では日本人一人ひとりに関する具体的な調査結果を通報することはできないが、日本側が平壤を訪問して特別調査委員会のメンバーと面談すれば調査の現状についてより明確に聴取できるであろうとの説明があった。

14. 特別調査委員会との協議 (2014年10月：平壤)

2014年10月に平壤で行われた特別調査委員会との協議では、日本側から、拉致問題が最重要課題であること、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しが必要であること、政府認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者を発見し、一刻も早く安全に帰国させることを求めていることを繰り返し伝達した。また、調査を迅速に行い、その結果を一刻も早く通報するよう、北朝鮮側に強く求めた。

北朝鮮側からは、委員会及び支部の構成といった体制や、証人や物証を重視した客観的・科学的な調査を行い、過去の調査結果にこだわることなく新しい角度からくまなく調査を深めていくといった方針について説明があった。また、調査委員会は、北朝鮮の最高指導機関である国防委員会から特別な権限を付与されており、特殊機関に対しても徹底的に調査を行うとの説明があった。拉致問題については、個別に入境の有無、経緯、生活環境等を調査している、被害者が滞在していた招待所跡等の関連場所を改めて調査するとともに、新たな物証・証人等を探す作業を並行して進めているとの説明があった。

15. 北朝鮮による一方的な特別調査委員会の解体宣言 (2016年2月)

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射等を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

16. 最近の動き

最近も、我が国は北朝鮮に対して繰り返し我が国の基本的な考え方を伝えてきている。例えば、2018年2月、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際の文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領主催レセプション会場において、安倍総理（当時）から金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長（当時）に対し、拉致問題、核、ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。また、米国のトランプ大統領は、安倍総理（当時）からの要請を受け、2018年6月及び2019年2月の米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を直接提起した（詳細は後述）。

3

国際社会における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠である。政府は、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起している。

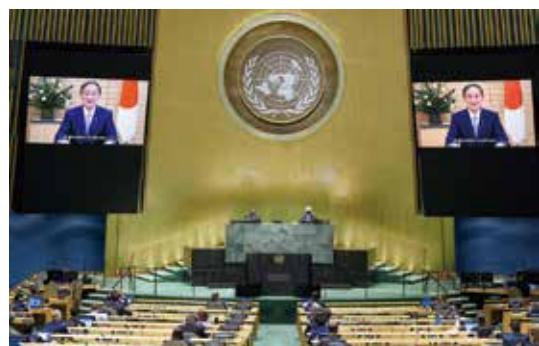
北朝鮮による拉致の被害者は、韓国にも多数いることが知られているが、帰国した日本人拉致被害者等の証言から、タイ、ルーマニア、レバノンにも北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することが明らかになっている。このほか、北朝鮮から帰還した韓国人拉致被害者等の証言では、中国人等の拉致被害者も存在するとされている。

このように、拉致問題は、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。

1. 国際連合

(イ) 国連においては、拉致問題への言及も含む北朝鮮人権状況決議が、人権理事会では13年連続13回、国連総会では15年連続15回採択されている（2020年10月現在）。2019年12月の国連総会で採択された決議は、国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、並びに、特に2014年5月の日朝政府間協議に基づき北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降、北朝鮮が前向きな行動をとっていないことに対し深刻な懸念をもって留意し、北朝鮮に対し、被害者の御家族に被害者の安否及び所在に関する正確な情報を提供し、全ての拉致被害者に関する全ての問題、特に全ての拉致被害者の帰国の問題をできる限り早期に解決するよう要求する内容となっている。

(ロ) また、2013年3月の人権理事会においては、新たに北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）を設置することを含む決議が無投票で採択され、国連調査委員会（COI）は、日本、韓国、米国、英国、タイを訪問するなどして拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の調査を行い、2014年2月に最終報告書（COI報告書）を公表している。



国連総会において一般討論演説を行う菅総理
(2020年9月)

- (八) また、国連安理会においても、2014年12月、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論されて以降、「北朝鮮の状況」に関する国連安理会合が、4回開催され、我が国から拉致問題の一刻も早い解決を求めてきている。
- (二) さらに、日本政府は、国連本部等において政府主催の国際シンポジウムを開催するなど国際社会に向けた情報発信と連携強化に取り組んでいる。2019年5月には、日本、米国、豪州及びEUの共催により、ニューヨークの国連本部で拉致問題に関するシンポジウムを開催し、日本の拉致被害者の御家族を含めた当事者からの「生の声」を国際社会に訴えていただくとともに、日本、米国、韓国の北朝鮮問題の専門家によるパネル・ディスカッションを行い、拉致問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼びかけた。



国連本部で開催した国際シンポジウムにおいて基調講演を行う
菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣(当時)
(2019年5月)

2. 六者会合

我が国は、六者会合においても、拉致問題を取り上げてきており、2005年9月に採択された共同声明においては、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることが、六者会合の目標の一つとして位置づけられた。これを受け、2007年2月の成果文書においては、日朝国交正常化のための作業部会の設置が決定され、10月の成果文書においては、日朝双方が、日朝平壤宣言に従って、「不幸な過去」を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため誠実に努力すること、また、そのために日朝双方が精力的な協議を通じて具体的な行動を実施していくことが確認された。ここでいう「懸案事項」に拉致問題も当然含まれている。



六者会合(2007年9月)

3. 多国間の枠組み

日本政府は、G7サミット、ASEAN関連首脳会議等の多国間の枠組みにおいても、拉致問題を提起しており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、諸外国からの明確な理解と支持を得てきている。

例えば2019年8月のG7ビアリッツ・サミットでは、安倍総理（当時）から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼びかけ、G7首脳から賛同を得た。また、11月のASEAN関連首脳会議においても、一連の会議等を通じて、安倍総理（当時）から拉致問題の早期解決に向けた各国による引き続きの協力への期待を表明し、議長声明に拉致問題への言及が盛り込まれた。さらに、12月の日中韓サミットにおいても、拉致問題の早期解決に向けて、安倍総理（当時）から韓国の文在寅大統領と中国の李克強（り・こくきょう）国務院総理の支援と協力を求め、日本の立場に理解を得た結果、成果文書に拉致問題が言及された。



日中韓サミット（2019年12月）

4. 二国間協議

我が国は、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする各国との首脳会談、外相会談等においても拉致問題を取り上げており、各國から我が国の立場への理解と支持が表明されている。

例えば、米国については、トランプ大統領が、安倍総理（当時）からの要請を受け、2018年6月の第1回米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を取り上げたほか、2019年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理（当時）の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領は、2017年11月及び2019年5月の訪日際に、拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気づけている。



トランプ大統領と拉致被害者御家族の面談（2019年5月）

また、韓国についても、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、2019年12月の日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げている旨の発言があった。さらに、中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、習近平（しゅう・きんぺい）国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する安倍総理（当時）の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。

2020年9月の菅総理就任後のトランプ米国大統領を始めとする各国首脳との電話会談においても、拉致問題の早期解決に向けた支持を働きかけ、引き続き緊密に連携していくことなどを確認した。また、2020年10月のポンペオ米国国務長官による菅総理表敬時にも、菅総理から拉致問題の早期解決への全面的支持を要請したのに対し、ポンペオ長官からは、拉致問題解決のための日本の取組を引き続き全面的に支持するとの発言があった。



ポンペオ国務長官による菅総理表敬（2020年10月）

北朝鮮に拉致された可能性のある米国人に関する決議案

米国議会においては、北朝鮮に拉致された可能性のある米国人について、日本、中国及び韓国政府と連携して調査を進めるよう米国政府に求める決議案が2016年9月に下院本会議で可決・成立したほか、同様の内容の決議案が2018年11月に上院本会議でも可決・成立した。

4

国内における取組

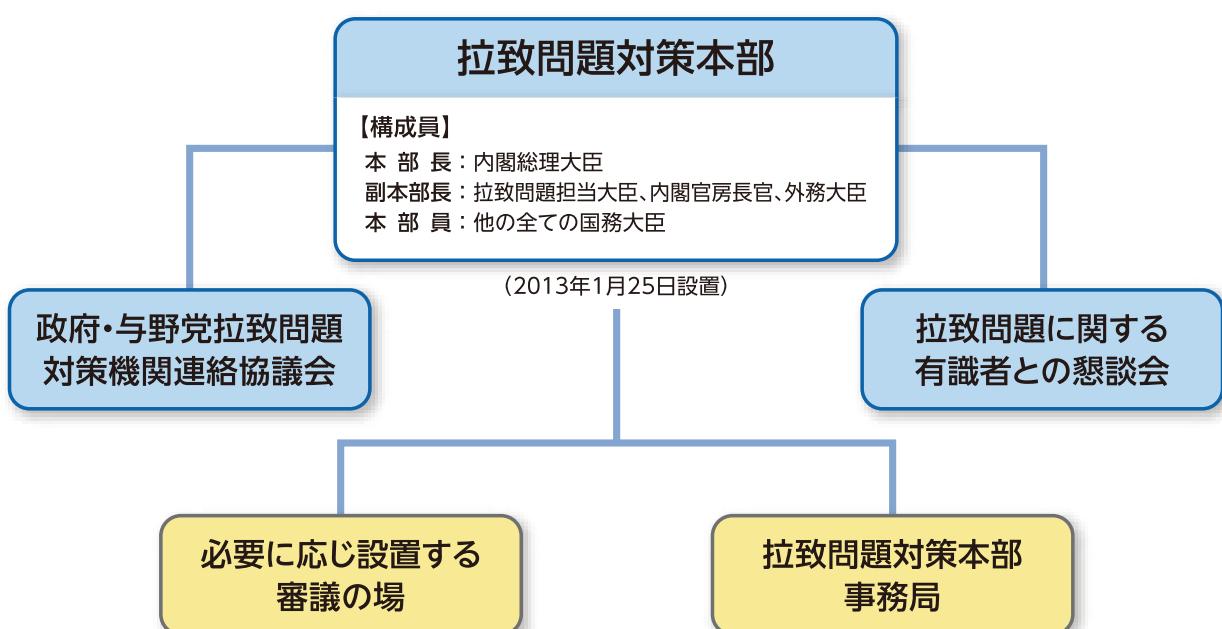
1. 「拉致問題対策本部」の設置等

2013年1月、日本政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、総理大臣が本部長を、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣が副本部長を務めており、各閣僚は、拉致問題の解決に向け、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、それぞれの責任分野において全力を尽くしている。

また、拉致問題の解決に向けた超党派での取組の強化を図るため、「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催している。



拉致問題対策本部第1回会合（2013年1月）



拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策

1. 方針

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。

2. 具体的施策

上記方針の下、各閣僚は、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、以下の8項目について、それぞれの責任分野において全力を尽くす。

- ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。
- ②日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。
- ③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。
- ④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。
- ⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。
- ⑥米国、韓国を始めとする関係各国との緊密な連携及び国連を始めとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。
- ⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。
- ⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。

(「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」2013年1月25日拉致問題対策本部決定)



菅総理と拉致被害者御家族の面談
(2020年9月)

2. 日本政府による捜査・調査

日本政府は、北朝鮮による日本人拉致事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、帰国した拉致被害者からも累次にわたり協力を得つつ、徹底した捜査・調査を進めている。こうした捜査・調査の結果、これまでに12件17名を日本人拉致被害者として認定している。

また、警察においては、朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）についても北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、北朝鮮工作員等拉致に関与した11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査については、2013年3月に警察庁外事課に設置した「特別指導班」による都道府県警察に対する指導・調整、御家族等からのDNA型鑑定資料の採取、警察庁及び都道府県警察ウェブサイトへの拉致の可能性を排除できない事案に係る方々の一覧表等の掲載など、その取組を強化して事案の真相解明に努めている。また、海難事案として処理されているものについても、警察と海上保安庁が連携を強化して、捜査・調査を行っている。

■ 拉致容疑事案関係の国際手配被疑者

| 事案 (事件)名 | 姉弟拉致容疑事案 | 宇出津事件 | アベック拉致容疑事案 (福井) | アベック拉致容疑事案(新潟) | | |
|-------------|--|---|--|---|---|---|
| 被疑者 | 洪 寿恵こと木下陽子  | 金 世鶴  | 辛 光洙  | 通称 チェ・スンチョル  | 通称 ハン・クムニョン  | 通称 キム・ナムジン  |
| 国際手配 年月 | 平成19年4月 | 平成15年1月 | 平成18年3月 | 平成18年3月 | 平成19年2月 | 平成19年2月 |
| 事案 (事件)名 | 母娘拉致容疑事案 | 欧州における日本人男性拉致容疑事案 | | | 辛光洙事件 | 欧州における日本人女性 拉致容疑事案 |
| 被疑者 | 通称 キム・ミヨンスク  | 森 順子  | 若林 (旧姓: 黒田) 佐喜子  | 辛 光洙  | キム・ギルク 金 吉旭  | 魚本 (旧姓: 安部) 公博  |
| 国際手配 年月 | 平成18年11月 | 平成19年7月 | 平成19年7月 | 平成18年4月 | 平成18年4月 | 平成14年10月 |

3. 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

2006年6月、拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題（「拉致問題等」）に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行された。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創

設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めている。政府では、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送（日本語・韓国語）、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。特に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間においては、政府やNGOは多くの会議、シンポジウム等を開催し、日本国内外に拉致問題等の解決を訴えている。

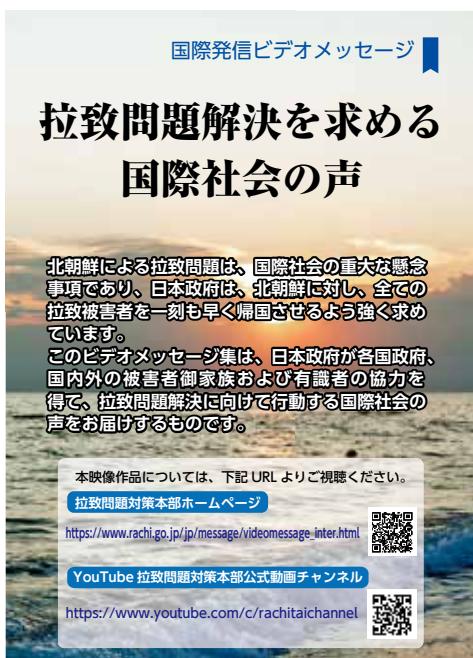


アニメ めぐみ



拉致問題啓発ポスターを全国に配布

2020年10月には、コロナ禍においても拉致問題解決に向けた国際社会の取組を停滞させないとの決意の下、各國政府、国内外の被害者御家族・有識者の協力を得て制作した、国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める国際社会の声」を公表した。



国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める国際社会の声」

4. 対北朝鮮措置

2006年7月5日、北朝鮮は7発の弾道ミサイルを発射した。その後、北朝鮮は、国際社会の再三の警告にもかかわらず、2009年4月、2012年4月、同年12月にミサイルを発射し、2006年10月、2009年5月、2013年2月に核実験を実施した。また、2010年3月には、北朝鮮は韓国海軍哨戒艦に対して魚雷攻撃を行った。これらに対し日本政府は、厳重な抗議及び断固たる非難の意を表明するとともに、国連安保理決議に基づく対北朝鮮制裁措置に加え、我が国から北朝鮮への渡航自粛要請、北朝鮮籍者の入国の原則禁止、北朝鮮籍船舶や北朝鮮に寄港した船舶の入港禁止、北朝鮮との輸出入禁止等の対北朝鮮措置を実施してきた。

2014年5月の日朝合意に基づき、同年7月、日本側は、人的往来の規制措置並びに支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置を解除するとともに、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を認めることとした。

しかし、北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の弾道ミサイルの発射等を受け、同年2月、人的往来の規制措置、支払手段等の携帯輸出届出の下限額の引下げ措置、北朝鮮向けの支払の原則禁止措置、人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶及び北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止措置並びに資産凍結の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施することとした。また、同年3月に採択された国連安保理決議第2270号に基づき、国連安保理の決定等により制裁対象として指定された船舶の入港禁止措置や資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追加指定等の対北朝鮮措置を実施することとした。

また、2016年9月、北朝鮮が同年に入ってから2回目となる核実験を強行するとともに、同年中に20発以上の弾道ミサイルを発射していること、また、拉致問題についても、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたにもかかわらず、いまだに解決に至っていないといった北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、同年12月、人的往来の規制措置を強化するとともに、北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止措置及び資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施することとした。加えて、同年11月に採択された国連安保理決議第2321号に基づき、資産凍結等の対象となる関連団体・個人の拡大措置等を実施した。

さらに、北朝鮮は、2017年に入ってからも、3発のICBM級を含む17発の弾道ミサイルを発射したほか、同年9月には過去最大出力と推定される規模の6回目の核実験を実施した。こうした中、国連安保理において同年6月、8月、9月及び12月に国連安保理決議第2356号、第2371号、第2375号及び第2397号がそれぞれ採択され、これらに基づき資産凍結等の対象となる関連団体・個人の拡大措置等を実施したほか、我が国独自の措置として、同年7月、8月、11月及び12月に資産凍結等の措置の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施した。

5

拉致された13歳の少女 横田めぐみさん

■今から40年以上前の昭和52年(1977年)11月15日
日本海に面した新潟の街から一人の少女が忽然と姿を
消しました。

その日の朝、横田めぐみさんは、いつものように、お父さん、お母さん、双子の弟と一緒に朝ご飯を食べ、中学校へ出かけていきました。そして、これが家族にとってめぐみさんを見た最後になってしまったのです。

めぐみさんが帰ってこない!!

その日の夕方、クラブ活動のバトミントンの練習を終えて帰ってくるはずのめぐみさんは、いつもの時間になっても帰ってきませんでした。家族は、心配になって、必死でめぐみを探しました。警察も、誘拐や事故、家出、自殺などあらゆることを想定して捜査を進めました。けれど、目撃者も遺留品さえも見つかりませんでした。



その夜、めぐみさんは――

ずっと後になって出てきた証言によると、お父さんとお母さんが必死でめぐみを探していたとき、めぐみさんは北朝鮮の工作員に連れ去られ、40時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の真っ暗で寒い船倉に閉じこめられていたというのです。めぐみさんは、「お母さん、お母さん」と泣き叫び、出入口や壁などあちこち引っかいたので、北朝鮮に着いたときには、手の爪がはがれそうになって血だらけだったと言われています。

明るくて元気なめぐみさん

めぐみさんは、明るく朗らかな少女でした。家族にとって、まるで太陽のような存在でした。歌うのも、絵を描くのも大好きで、習字やクラシックバレエも習っていました。

めぐみさんがいなくなる前日の11月14日はお父さんの誕生日。めぐみさんは、お父さんにくしをプレゼントしました。「これからはおしゃれに気をつけてね」という言葉とともに。

家族の悲しみの日々

めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。にぎやかだった食卓は火が消えたようになりました。

お父さんは毎朝少し早めに家を出て海岸を見て回りました。お母さんも、家事を終えると街のあちこちを歩き回り、めぐみさんの名前を呼びながら海岸を何キロも歩きました。

夜になると、お父さんはお風呂で泣きました。お母さんも、家族に分からないように一人で泣きました。どう

してこんな悲しい目にあうのだろう、もう死んでしまいたい、とも考えました。

そんな悲しみと苦しみの中、手がかりもないまま時は流れました。――

■それから20年後、平成9年(1997年)1月21日――

めぐみさんが生きている!

めぐみさんが平壌で生きているという情報が入ったのです。お父さんの滋さんとお母さんの早紀江さんは「横田めぐみ」の実名を公表しました。新聞や雑誌が一斉に報道し、国会でも取り上げられました。

日朝首脳会談

平成14年(2002年)9月17日、小泉総理(当時)は北朝鮮を訪問し、金正日国防委員長(当時)と初の首脳会談を行いました。滋さんも早紀江さんも、これでやっとめぐみさんに会えるという大きな期待を抱きました。この日、金正日国防委員長(当時)は拉致を認め、謝罪したのです。

しかし、北朝鮮からの情報は「横田めぐみ死亡」(5人生存、8人死亡、2人未入境)というショッキングなものでした。

納得のいかない北朝鮮の説明

けれど、これは北朝鮮が一方的に言ってきたことに過ぎません。北朝鮮からは、納得のいく説明や証拠がいまだに示されていないのです。平成16年(2004年)11月、北朝鮮は、めぐみさんの「遺骨」を提出しましたが、鑑定の結果、その一部からはめぐみさんのものと違うDNAが検出されました。

決してあきらめない! あなたをとりもどすまで!

めぐみさんをはじめ、拉致被害者は、かけがえのない人生を奪われました。その家族も、激しい悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っています。

拉致は重大な人権侵害であり、国家主権の侵害です。一刻も早く、拉致被害者を救い出さなければなりません。

早紀江さんはこんなふうに話します。

「帰ってきたら、大自然の中につれていってあげたい。北朝鮮では盗聴器や隠しカメラを恐れながら、間違いをしないように一生懸命頑張って暮らしていると思うので、北海道の牧場のようなところで、大の字に寝っころがって、『自由だよー!』って言わせてあげたいと思っているんです。」

あれから、40年以上たった今も、めぐみさんは北朝鮮に拉致されたままなのです。



6

拉致問題Q & A

Q1 拉致問題って何ですか？

A1 1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました(拉致=本人が望まないのに連れ去ること)。

北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日(キム・ジョンイル)国防委員長(当時)は、小泉総理(当時)との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。

5名以外の拉致被害者についても、政府は、その速やかな帰国を、北朝鮮に対して強く要求しています。

Q2 なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？

A2 拉致に関する真相は明らかにされていませんが、北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人に仕立てるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ(注)による人材獲得、といった理由があったとみられています。

(注) 昭和45年3月31日、日本航空351便(通称「よど号」)をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

Q3 北朝鮮は拉致問題を「解決済み」と主張していますが、それは嘘ですか？

A3 これまで北朝鮮は、拉致被害者のうち生存している者は全て日本に帰国させた、残りの拉致被害者は「死亡」又は「入境せず」とし、したがって拉致問題は「解決」したと主張してきました。

しかし、北朝鮮が「死亡」と説明する根拠は極めて不自然で、全く納得のいくものではありませんでした。

2014年5月の日朝政府間協議の合意では、北朝鮮側は、「従来の立場はあるものの」全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題を解決する意思を示したところであります、政府としては、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の帰国に向けて全力を尽くしていきます。

Q4 日本には、拉致被害者は何人いるのですか？

A4 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていません。

また、朝鮮籍の幼児2名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。

このほかにも、拉致の可能性を排除できない方々も多くおられ(※)、政府は、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めています。

(※) 拉致の可能性を排除できない者として875名(2020年10月現在)に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

Q5 北朝鮮は拉致を認めたのに、どうしてまだ帰国できない人がいるのですか？

A5 拉致被害者が日本に帰国することにより、スパイ活動など、北朝鮮にとって不都合なことが明らかになることを恐れているためと考えられています。

例えば、金賢姫(キム・ヒョンヒ)北朝鮮元工作員(スパイ)は、1987年11月、日本人になりすまして韓国の航空機を爆破しました。金賢姫元工作員は、拉致被害者(田口八重子さん)から日本語の教育を受けたと証言しています。しかし、北朝鮮はこの事件への関与をいまだ認めておらず、事実が明らかになることを恐れて田口さんを帰国させていないと言われています。

Q6 どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか？

A6

拉致問題の解決には、以下の三つを実現する必要があります。

- ①全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
- ②北朝鮮が、拉致被害の真相を明らかにすること。
- ③北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。

Q7 拉致問題の解決のために、日本政府はどのようなことをしていますか？

A7

我が国は、北朝鮮に対して拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求してきており、例えば、北朝鮮との間の輸出入を禁止するなど、様々な対北朝鮮措置を講じています。

また、二国間会談や国際会議の機会を利用し、各国に対し、理解と協力を求めてきています。

そして、拉致被害者に関する情報収集を行っています。加えて、拉致の可能性を排除できない方々の捜査・調査を行っています。

Q8 日本政府は、拉致問題を解決するために、北朝鮮に対してどのような交渉方針で臨んでいるのですか？

A8

政府の対北朝鮮政策の方針は、日朝平壤宣言に則って、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するというものです。

拉致問題の解決に向けた今後の対応については、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、あらゆる施策を講じ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現を目指す考えです。

Q9 拉致問題を国際社会はどのようにみているのでしょうか。

A9

2014年2月に公表された「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書では、北朝鮮による拉致事案の被害者の出身国は、日本以外にも、韓国、レバノン、タイ、マレーシア、シンガポール、ルーマニア、フランス、イタリア、オランダ、中国といった諸国に及ぶとされています。

拉致問題は、被害者がいる国、いない国を問わず、国際的に追及すべき人権問題であり、2014年12月、国連総会において、上記COI報告書の内容を踏まえた決議が賛成多数で採択され、国連総会及び人権理事会では、毎年、北朝鮮人権状況決議が採択されていることからも明らかであるとおり、国際社会は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を要求しています。

Q10 拉致問題の解決のために、私たち国民に何ができるのでしょうか？

A10

これまで国民の皆様から、1,400万筆を超える拉致問題の解決を求める署名を頂いています。

このように、国民一人ひとりから、拉致は決して許さない、そして一日も早く全ての拉致被害者を取り戻すという強い決意が表明されていることは、この問題の解決に大きな力となります。



拉致問題等の経緯

| | | |
|--------|-----|---|
| 1977年 | | 拉致事案の発生(2・3ページ 1 2 3) |
| 1978年 | | 拉致事案の発生(同上 4 5 6 7 8 9) |
| 1980年 | | 拉致事案の発生(同上 10 11) |
| 1983年 | | 拉致事案の発生(同上 12) |
| 1991年～ | | 機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起。北朝鮮側は頑なに否定。 |
| 1997年 | 3月 | 「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」結成 |
| 1998年 | 8月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射 |
| 2002年 | 9月 | 第1回日朝首脳会談（於：平壌）。日朝平壤宣言に署名。 金正日国防委員長自らが拉致問題を認め、謝罪 事実調査チームの派遣 |
| 2002年 | 10月 | 拉致被害者5名が帰国 |
| | 12月 | 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」成立 |
| 2003年 | 8月 | 六者会合第1回会合 |
| 2004年 | 5月 | 第2回日朝首脳会談（於：平壌） 北朝鮮に残されていた、2002年10月に帰国した拉致被害者の御家族5名が帰国。 安否不明の拉致被害者について、金正日国防委員長は、直ちに「白紙」の状態からの本格的な調査を再開する旨約束。曾我ひとみさん一家はジャカルタで再会、日本に帰国（7月）。 日朝実務者協議（於：平壌） 北朝鮮から引き渡された横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部から、めぐみさんのものとは異なるDNAを検出。北朝鮮に強く抗議。 |
| 11月 | | 六者会合共同声明発出 |
| 2005年 | 9月 | 国連総会本会議で初の「北朝鮮人権状況決議」採択 |
| 2006年 | 12月 | 日朝包括並行協議（於：北京） |
| | 2月 | 拉致被害者家族とブッシュ米国大統領との面談（於：ワシントン） |
| | 4月 | 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」成立 |
| | 6月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（7発） |
| | 7月 | 我が国独自の対北朝鮮措置発表 国連安保理決議第1695号採択 |
| | 9月 | 拉致問題対策本部設置 |
| | 10月 | 北朝鮮による核実験実施発表 国連安保理決議第1718号採択 |
| 2007年 | 3月 | 拉致問題対策本部第1回会合において「拉致問題における今後の対応方針」を決定 |
| | 9月 | 第1回日朝国交正常化のための作業部会（於：ハノイ） |
| 2008年 | 6月 | 第2回日朝国交正常化のための作業部会（於：ウランバートル） 日朝実務者協議（於：北京） |
| | 8月 | 拉致問題に関する再調査につき合意 日朝実務者協議（於：瀋陽） |
| | 9月 | 拉致問題に関する全面的な調査のやり直しの具体的な態様等につき合意 |
| 2009年 | 4月 | 北朝鮮から調査開始見合わせの連絡 北朝鮮による弾道ミサイル発射（7月までに8発） |
| | 5月 | 我が国独自の対北朝鮮措置発表 北朝鮮による核実験実施（2回目） |
| | 6月 | 国連安保理決議第1874号採択 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | 10月 | 拉致問題対策本部設置（2006年設置の旧対策本部の廃止） |
| 2010年 | 3月 | 北朝鮮による韓国海軍哨戒艦「天安（チョナン）」号に対する魚雷攻撃 |
| | 5月 | 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | 11月 | 北朝鮮による韓国の延坪島砲撃 |
| 2011年 | 12月 | 金正日国防委員長死去 |
| 2012年 | 4月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（12月までに2発） 金正恩氏が国防委員会第一委員長に就任 |
| | 11月 | 日朝政府間協議（於：ウランバートル） |
| 2013年 | 1月 | 国連安保理決議第2087号採択 拉致問題対策本部設置（2009年設置の旧対策本部の廃止） |
| | 2月 | 拉致問題対策本部第1回会合において「拉致問題の解決に向けた方針と具体的な施策」を決定 北朝鮮による核実験実施（3回目） 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |

| | | |
|-------|----------|---|
| | 3月 | 国連安保理決議第2094号採択 |
| 2014年 | 8月 3月 | 国連人権理事会で「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の設置を決定 「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」による安倍総理大臣表敬 横田さん夫妻とキム・ウンギョンさん(めぐみさんの娘)との面会(於：ウランバートル) 国連人権理事会に「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」最終報告書正式提出 北朝鮮による弾道ミサイル発射（7月までに11発） 日朝政府間協議（於：北京） |
| | 4月 | 拉致被害者御家族とオバマ米国大統領との面談（於：東京） |
| | 5月 | 第2回日朝首脳会談10周年に際しての古屋拉致問題担当大臣談話を発表 日朝政府間協議（於：ストックホルム） |
| | 7月 | 北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束 日朝政府間協議（於：北京） |
| | 9月 | 北朝鮮による特別調査委員会の立ち上げ及び調査の開始と日本による対北朝鮮措置の一部解除 |
| | 10月 | 日朝外交当局間会合（於：瀋陽） |
| 2015年 | 3月 | 特別調査委員会との協議（於：平壤） |
| | 6月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（2発） |
| | 9月 | 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)現地事務所の開設(於：ソウル) |
| 2016年 | 1月 | 国連人権理事会で「北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」開催(於：ジュネーブ) 北朝鮮による核実験実施（4回目） |
| | 2月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（10月までに23発） 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | 3月 | 1月の核実験及び2月の弾道ミサイル発射等を受けた日本独自の対北朝鮮措置の発表の後、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言 国連安保理決議第2270号採択 |
| | 6月 | 金正恩国防委員会第一委員長が國務委員長に就任 |
| | 9月 | 北朝鮮による核実験実施（5回目） |
| | 11月 | 国連安保理決議第2321号採択 |
| | 12月 | 国連本部で「北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」開催（於：ニューヨーク） 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| 2017年 | 2月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（11月までに17発） |
| | 6月 | 国連安保理決議第2356号採択 |
| | 7月 | 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | 8月 | 国連安保理決議第2371号採択 |
| | 9月 | 我が国独自の対北朝鮮措置発表 北朝鮮が核実験実施（6回目） 国連安保理決議第2375号採択 |
| | 11月 | トランプ米国大統領が国連総会における一般討論演説で日本人の拉致問題について言及 拉致被害者御家族とトランプ米国大統領との面談（於：東京） 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | 12月 | 米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定 我が国独自の対北朝鮮措置発表 |
| | | 「北朝鮮の状況」に関する安保理会合の開催（4年連続4回目） |
| 2018年 | 4月 | 国連安保理決議第2397号採択 |
| | 5月 | 南北首脳会談（於：板門店） |
| | 6月 | 南北首脳会談（於：板門店） |
| | 9月 | 米朝首脳会談（於：シンガポール） |
| 2019年 | 2月 | 南北首脳会談（於：平壤） 米朝首脳会談（於：ハノイ） |
| | 5月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（11月までに20発以上） 拉致被害者御家族とトランプ米国大統領との面談（於：東京） |
| | 6月 | トランプ米国大統領と金正恩北朝鮮國務委員長との面会（於：板門店） |
| | 12月 | 国連総会本会議で「北朝鮮人権状況決議」採択（15年連続15回目） |
| 2020年 | 3月 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射（8発） 国連人権理事会で「北朝鮮人権状況決議」採択（13年連続13回目） |
| | 6月 | |

2002年に5人の拉致被害者が帰国されて以来、一人の御帰國も実現しないまま長い年月が経ち、拉致被害者の方々、そして御家族の皆様が御高齢となられ、肉親との再会が叶わぬまま亡くなられた御家族もいらっしゃいます。私自身、本当に忸怩たる思いであり、誠に申し訳なく思っています。もはや一刻の猶予もないとの思いをより強くしています。

拉致問題は、菅政権においても、最重要の課題です。肉親の帰國を強く求める御家族の切実な思い、積年の思いを改めて胸に刻んで、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向け、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で行動してまいります。



内閣官房長官兼拉致問題担当大臣

加藤 勝信

令和2年10月

拉致問題については、詳しくはこちらのホームページを御覧ください。

拉致問題

検索



- ◆ホームページアドレス <https://www.rachi.go.jp>
- ◆YouTube 拉致問題対策本部公式動画チャンネル
<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>

拉致問題を解決するためには皆様の御協力が欠かせません。
拉致に関する情報をお持ちの方、お問い合わせ、資料請求は、
拉致問題対策本部事務局まで電子メールまたはFAXでご連絡ください。

- ◆拉致に関する情報提供用電子メールアドレス info@rachi.go.jp
- ◆お問い合わせ・資料請求用電子メールアドレス g.rachi@cas.go.jp
- ◆FAX [03-3581-6011](tel:03-3581-6011)

お問い合わせ先

内閣官房拉致問題対策本部事務局

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL 03-3581-8898 FAX 03-3581-6011
<https://www.rachi.go.jp>

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
TEL 03-3580-3311
<https://www.mofa.go.jp/mofaj>

令和2年10月発行

写真提供：内閣広報室・株式会社時事通信社・AFP=時事・北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
UN Photo/Laney Felipe